

1 広島市・湯来町合併問題等調査研究会規約

（目 的）

第1条 本会は、広島市と湯来町の合併問題及び共通する行政課題等に関する資料の収集及び分析・加工並びに課題の調査・研究等を行うことを目的とする。

（名 称）

第2条 本会は、広島市・湯来町合併問題等調査研究会（以下「研究会」という。）と称する。

（事 務）

第3条 研究会は、次に掲げる事項の資料収集、調査・研究、情報交換及び協議・調整等を行う。

- (1) 合併問題検討資料の追加調査、研究等に関すること
- (2) 市町に関連する主要事業及び共通する行政課題に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、研究会の目的を達成するために必要な事項

（組 織）

第4条 研究会は、別表第1に掲げる委員及び委員を補佐する別表第2に掲げる幹事をもって組織する。

- 2 研究会に座長を置く。
- 3 座長は、第1項に定める職員の中から、広島市と湯来町で交互に持ち回る。

（会 議）

第5条 研究会は、必要に応じ開催することとし、座長が招集する。

- 2 研究会は、研究事項に関係する者の出席を求めることができる。

（事務局）

第6条 研究会の事務局は、座長の属する市又は町に置く。

（雑 則）

第7条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、研究会において別に定める。

附 則

この規約は、平成13年6月8日から施行する。

（以下省略）

別表第 1 (第 4 条関係)

広 島 市		湯 来 町	
企画総務局 広域行政推進担当部長	平 城 義 則	助役	吉 村 浩 司
企画総務局 広域行政推進課長	谷 本 睦 志	参事(兼)企画財政課長	西 廣 建 治

別表第 2 (第 4 条関係)

広 島 市		湯 来 町	
企画総務局 広域行政推進課主幹	合 田 生 広	企画財政課課長補佐	清 水 雄 二
企画総務局 広域行政推進課主幹	堂 本 浩 典	企画財政課主事	木 本 卓 夫
企画総務局 広域行政推進課主査	吉 川 洋 子		

(注) 組織については、人事異動により変動しているが、現在の組織を記載している。

2 広島市・湯来町合併問題等調査研究会の開催実績

開催年月日 開催場所	研究会	主 な 研 究 事 項
平成 13 年 7 月 4 日 (2001 年) 広島市	第 1 回	・研究会の進め方 ・広域合併の推進に係る国・県の動向 ・湯来町の概況
8 月 21 日 湯来町	第 2 回	・町制と政令指定都市の法令上の主な相違点 ・現地視察
10 月 24 日 広島市	第 3 回	・市町村建設計画及び行政制度等の調整方針に係る広島市の過去の事例 ・合併の手続き及びスケジュール
平成 14 年 1 月 28 日 (2002 年) 湯来町	第 4 回	・行政制度等現況調査・研究
3 月 29 日 広島市	第 5 回	・行政制度等現況調査・研究
6 月 10 日 広島市	第 6 回	・行政制度等現況調査・研究
8 月 12 日 湯来町	第 7 回	・行政制度等現況調査・研究
11 月 26 日 広島市	第 8 回	・行政制度等現況調査・研究
平成 15 年 2 月 7 日 (2003 年) 湯来町	第 9 回	・行政制度等現況調査・研究 ・町策定のまちづくりビジョン(案)の概要 ・広島市・海田町合併研究協議会の状況
6 月 19 日 広島市	第 10 回	・行政制度等現況調査・研究
9 月 5 日 湯来町	第 11 回	・行政制度等現況調査・研究 ・現地視察
10 月 16 日 広島市	第 12 回	・行政制度等現況調査・研究
10 月 31 日 湯来町	第 13 回	・行政制度等現況調査・研究
11 月 21 日 広島市	第 14 回	・研究会報告書のとりまとめ方針の協議
平成 16 年 3 月 25 日 (2004 年) 広島市	第 15 回	・研究会報告書のとりまとめの協議